

平成 30 年度第 1 回高知県再犯防止推進計画検討会 概要

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 30 日（金） 10:00～12:00
- 2 場 所 高知県職員能力開発センター 3F 研修室
- 3 出席者
＜委員 15 名＞
木村委員、坂本委員（代理大原氏）、篠崎委員（代理日野氏）、小澤委員、澤谷委員
川田委員、山本委員、戸梶委員、松本委員、徳弘委員、宮本委員、川崎委員、
西岡（靨）委員、西岡（哲）委員、岩本委員（代理平野氏）
＜事務局＞
地域福祉部：井上副部長
地域福祉政策課：飯島課長、川崎チーム長、藤川チーフ、岡村主幹、吉本主査
＜オブザーバー＞
医事薬務課、障害福祉課、障害保健支援課、児童家庭課、福祉指導課、
県民生活・男女共同参画課、住宅課、教育委員会人権教育課、
高知県警察本部少年少女安全対策課、組織犯罪対策課
- 4 開会
地域福祉部 井上副部長より開会の挨拶
- 5 会長等の選任
高知県再犯防止推進計画検討会会長には高知県社会福祉士会の徳弘委員が就任、また
副会長には高知保護観察所木村委員が就任
- 6 議事事項
（1）高知県再犯防止推進計画の策定について
事務局より「資料 2」に基づき高知県が再犯防止推進計画を策定するに至った背景
と経過について説明

（2）再犯防止の取組の紹介
①高知地方検察庁
 - ・地方検察庁は、刑事事件を捜査して、被疑者を裁判所に起訴するかどうかを決めて
いる。その業務の中で、刑務所に収容されない被疑者や被告人に対して入口支援を
行っている。
 - ・具体的には、被疑者を起訴する場合や被告人が罰金刑や執行猶予の判決を受けた場
合に、被疑者や被告人を現状で社会復帰させても大丈夫かを検討する。

- ・社会復帰に支援が必要な場合は、保護観察所や地方自治体の関係機関につなぎ、再犯の防止の取組を行っている。

②高知刑務所

- ・高知刑務所は、主に犯罪傾向の進んだ男子受刑者の刑の執行を行っている。
- ・刑務所の中では、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するため必要な知識及び生活態度を習得させるための必要な指導を行っており、例えば、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者には、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを取得させることを目的とした、薬物依存離脱指導を行っている。
また、釈放後の就労をあらかじめ確保させることは、再犯を防止する上で極めて重要であるとの観点から、受刑者に対する就労支援等も行っている。
- ・関係機関と連携することで刑務所出所者の再犯の防止に努めている他、法務省主唱の社会を明るくする運動の一環として、矯正展を開催するなどして、刑務所を始めとした矯正行政の活動を広報し、刑務所が何をしているのかということ国民に広く知ってもらい、理解していただくことで、受刑者がいずれは帰っていく場所である「地域」に根ざした再犯防止の取組を進めている。

③高知少年鑑別所

- ・少年鑑別所は、非行して家庭裁判所の決定が出された少年を收容し、なぜ非行したのか、立ち直るためにはどのような支援が必要かを分析する業務を担当している。
- ・平成 27 年 6 月に「少年鑑別所法」が施行され、地域の非行防止に関して援助する「地域援助業務」がもう一つの業務の柱となり、個人や関係機関からの相談も受けるようになった。
- ・全国的に家庭裁判所の決定で少年鑑別所に收容される非行少年の割合は、非行少年全体の 1 割程度であり、直接携わることは少ないが、「地域援助業務」では、少年鑑別所に收容されなかった少年も支援の対象となる。
- ・地域援助業務では、「少年鑑別所」という名称は使用しておらず、「法務少年支援センター」を使用している。

④高知保護観察所

- ・保護観察所は、刑事裁判所の裁判で保護観察付執行猶予になった人や家庭裁判所の審判で保護観察となった少年、刑務所から仮釈放で出所した人、または逮捕勾留された人で起訴猶予や罰金等で釈放された人などの社会復帰の支援を主な業務としている。
- ・それらの業務の推進には、保護司、更生保護女性会、更生保護ボランティアの方の

協力をいただきながら、官民協働で再犯防止の取組を実施している。

- ・国の再犯防止推進計画の「就労と住居の確保」の取組には、犯罪前歴者であることを承知して雇用してくれる協力雇用主の確保がある。

平成 27 年度から職場定着・就労継続奨励金で、実際に雇用いただいた協力雇用主に 1 年間で最大 72 万円を助成できるようになっている。

実際に雇用してくれている事業主は、ほとんどが土木建設業である。

- ・公共工事の入札において、優遇措置を受けられるように地方自治体をお願いをしている。高知県庁では入札に関する優遇措置の制度を導入済みである。
- ・更生保護ボランティアの活動拠点である更生保護サポートセンターを今後も拡大していきたい。

⑤高知労働局

- ・再犯防止の関係では、刑務所出所者等就労支援事業があり、刑務所出所者等に対してハローワークや刑務所等が連携して、職業相談・職業紹介、求人開拓等の就労支援を実施している。

- ・特にハローワーク高知では、刑務所出所者等に対する相談にあたる専門の就職支援ナビゲーターを設置して、就労支援チームを作って、個別に職業相談及び職業講話等を実施している。

今年度から、週 2 回就職支援ナビゲーターが高知刑務所に常駐し個別に職業相談などに対応している。

- ・刑務所出所者等就労支援事業による実績は、H29 年度は 66 人の刑務所出所者の支援対象者に対して 6 人が就職、又保護観察対象者への支援に関しては、12 人の支援対象者に対して 10 人が就職している。

(* 上記の保護観察対象者は刑務所には入所していない者)

⑥高知市健康福祉総務課

- ・健康福祉総務課は、地域福祉計画、高齢・障害の企画等を担当している。

- ・再犯防止の観点でいうと刑務所入所者の高齢化が進んでいることは聞いている。

高齢者、生活困窮者、障害者の方なども住まいの確保が困難という状況であるので地域包括ケアシステムの構築の観点から、全体的に支援を考えていくことが必要である。

- ・出所者が社会で孤立しないように受け入れることができる地域が必要である。

- ・高知市では第 2 期の高知市地域福祉活動推進計画を策定中。

国から地域共生社会実現のための取組を指導されており、支えられる側が支える側になる仕組みづくりも考えていく必要がある。

- ・身近な地域に何でも相談できる窓口や行政の外部の機関とも包括的な支援のできる協働したネットワークを創ることを考えることが再犯防止に繋がると考えてい

る。

⑦高知市福祉管理課

- ・高知市の生活保護の担当課が3つに分かれており、その中の一つの福祉管理課は、生活保護の新規の申請や相談、企画、調査、医療、管理等ケースワーク以外の業務を行っている。
- ・再犯される方は社会で孤立していることが多く、実際に出所後に社会に出て住居を構えてもなかなかなじめなかったりする場合がある。
- ・65歳未満で病気や障害等のない方には就労を指導している。稼働能力を活用してもらう以外に働くことにより生きがいや人間関係も生まれてくる。
- ・高齢になり仕事を持つことが困難になり、頼るところがなくなってくるので、地域で支えていただく場があればいいと考えている。
- ・H27年度に施行された生活困窮者自立支援事業にも関連しており、他の事業にもつなぎながら業務を進めていきたいと考えている。

⑧中土佐町社会福祉協議会

- ・中土佐町社会福祉協議会は、再犯防止に特化した事業は実施していないが、生活困窮者自立支援事業では、関係機関からの相談ケースの中には出所者が含まれている場合がある。
- ・また、日常生活自立支援事業では、知的障害や認知症等で金銭管理が難しい方に対して、社協で印鑑と通帳を預かり、年金等の入金直後にすぐ使ってしまうようにする等、必要な時に必要なお金を渡すことで、万引きや窃盗に繋がらないような支援も実施している。
- ・地域づくりということでは、地域のつながりが希薄化してきており、あつたかふれあいセンターを中心に「小地域ケア会議」を定期的で開催しており、住民とマップを広げて地域で孤立している等、気になる世帯があれば見守り等を行っている。その中には犯罪歴がある方もいます。
- ・地域を支える協力者である民生委員・児童委員については、出所者への理解を深めるために「地域生活定着支援センター」の方を招いて研修会を実施。また来年には、民生委員・児童委員の発祥の地である岡山県を視察する時に更生保護施設古松園の見学を予定している。

⑨高知弁護士会

- ・弁護士会は、人権擁護と社会正義の実現を目的として活動しており、特に再犯防止を目的に活動しているというわけではないが、罪を犯した方を弁護するにあたり、再犯防止のことも考えながら活動をしている。

- 弁護士は、刑事事件の中で、本人が犯罪を実行したことを認めておりかつ証拠が十分と言える場合は、裁判の中で、この方の再犯の可能性が低い又は再犯する可能性がないことを裁判官に理解してもらい、本人にとって執行猶予等の有利な判決を勝ち取っていくことが活動の目的となる。
- 再犯の可能性が低いことを裁判官に理解してもらうために、罪を犯した方との対話の中で、なぜこのような不注意なことをしたのか、なぜこのような行為をしようと決意したのか等を時間をかけて対話して、彼らがどこでつまづいたかを判断する。その中で、ここがあなたの弱いポイントだね、ここで間違っただろうねということを考えさせて、自分の問題点に気付かせる。
- 再犯の防止のために必要なことを考えていることが2点あり、1つめは早期の介入が大切であるということ。
少年や若い人は、対話の中で、自分のウイークポイントに気付ける人が比較的多いが、年齢を重ねると考え方が凝り固まって気づかせることが難しくなる傾向にある。
- 初犯で、それほど罪が重くない場合であっても、家庭環境等もあるが、今後は心配であると思った場合は、強制的な力でなんとかするというのではなく、地域の社会資源につなげていくことが再犯の防止につながると思っている。
- 再犯防止のために医療や福祉の方も頑張っているが、本人はなかなか素直に支援そのものを受け入れない場合が多く、そのような方をどのように支援につないでいくかということが弁護士として苦勞する。
- 2つ目として、裁判中やその前の時期は、刑務所に入りたくない、支援を受けてでも社会で暮らしたいというモチベーションが非常に高いので、このときにあなたが今後社会できちんとやっていくためには、福祉等の支援を受け入れた方がいいと論じている。
そこで弁護士からこのような支援の関係機関への依頼があれば、協力をしてもらいたい。

⑩高知県社会福祉士会

- 社会福祉士会とは社会福祉士という国家資格を持つものの加入する団体で、加入する職能団体で必ずしも全ての社会福祉士が入っておらず、加入率が3割程度となっている。
- 私たちが基盤としている「ソーシャルワーク」とは、本人（クライアント）がなにか生きる上で問題を抱えて、その問題というのは本人と本人を取り巻く環境や、病気であるとか居場所がなかったりとか社会資源の問題であるとかの接点にある問題に介入し、双方に働きかけをすることでその方の問題解決を進めて業務を行っている。

- ・国家資格を持つ社会福祉士は、様々な現場で活躍しており、社会福祉協議会、病院、学校現場などでも活躍している。また刑務所の中にも社会福祉士を置いている。
- ・多様な環境で様々な問題を抱えている方にそれぞれへの支援をしていくことが私たち社会福祉士。
- ・近年地域生活定着支援センターのような出所者への定着支援を「リーガルソーシャルワーク」という名で研究や活動を進めている。

⑪高知県精神保健福祉士協会

- ・精神保健福祉士とは、保健医療福祉の分野で主に精神障害を抱えている方の生活支援や相談支援、社会参加の促進や長期入院者の社会復帰をベースに業務を行う国家資格。
- ・精神保健福祉士は医療機関を始め相談支援事業所、就労、居住、行政機関の中で働いている。任意団体なので精神保健福祉士資格を持つ者すべてが協会に入会しているわけではないので、組織率として低いのが実情。
- ・精神保健福祉士が働く分野は広くなってきており、医療機関の中だけでなく最近では医療観察の分野でも精神保健福祉士が働いている。
- ・認知症を専門的に扱う機関はかなり限られてくる状況がある。その中でも、受診の判断が医療機関の判断に委ねられているケースが多く、医療機関で治療を受ける段階でたらい回しにされたりするケースが多い。
- ・協会として、つなぎや多機関との連携を重視していく必要があるが、このような活動が充分機能していないというのが課題となっている。
- ・役割としては、その方の治療や地域への移行支援、相談支援の専門職としての部分を担っており、関係機関に理解していただきながらやっていけたらと思っている。

⑫高知県保護司会連合会

- ・保護司は、犯罪した者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、主な仕事としては保護観察を受けている人に面接や助言をして更生を助けたり刑務所や少年院に入ってる人の居住地の調整をするのが大きな仕事で、その他犯罪や非行を防止する啓発活動も行っている。
- ・保護司は、全国には48,000人、高知県には約540人が活動している。
高知県では、15の保護区に分かれ、それぞれの地域で非行や犯罪者の立ち直りを支える活動をしている。
- ・保護司をしていて「流れ」のある立ち直り施策ができていないということを感じている。
刑務所や少年鑑別所は、自分たちが教育・指導して出所させたら支援はそこで終わる。保護観察所も保護観察が終われば支援終了となるので、保護司をやっているな

にか手のかかる人を途中で手放さないといけないということで残念なことになっている。

今回の「再犯防止推進計画」が、息の長い一つの流れのある政策を立てることができればいいと期待して参加している。

⑬高知県更生保護女性連盟

- ・更生保護女性連盟は、女性の立場から犯罪や非行をした者の立ち直りを支援し、犯罪や非行の予防などを目的に活動している民間の女性ボランティア団体。
現在、高知県内に 14 地区会組織、会員数は約 860 人となっている。
- ・年間を通して、更生保護施設高坂寮の給食サービスを毎月 2 回提供し、寮生や先生方と一緒に会談をしながら食事をして家庭的な雰囲気を共有している。
- ・社会を明るくする運動強調月間に併せて、非行防止のパネル（県内中学生の標語）の作成・掲示をするほか、弁論大会の開催を長期間続けている。
（今年度の標語は、香美市の中学生の作品で「挨拶は笑顔を咲かす種となる」）
- ・その他、子ども食堂への協力や高知刑務所矯正展にリサイクルバザーとして参加、高知少年鑑別所には毎月お花を活けに出かけている。
- ・広報活動としては、マスコットキャラクターの「ほごちゃん」の四国 88 カ所巡りに白衣等を寄付したり、機関紙を発行する等の非行防止等の啓発活動を実施している。
- ・会員の母校（土佐女子校）へ不定期に、高知保護観察所の観察官と会員が出向き、「更生保護」や「更生保護女性会活動」について説明に行っています。
また、同校の文化祭に参加し、啓発物品を販売しながら「社明運動」のパンフレットや葉などの配布を行っています。
- ・それぞれの地区会で、地域の方と協働で交通安全や健康づくりの活動を継続している。自治体の活動に参加することで、再犯防止の取り組みに繋がっていると考えている。

⑭高知県就労支援事業者機構

- ・就労支援事業者機構は、犯罪者や非行少年が更生するにあたり、就職の機会を経て自立することが重要であるので、高知保護観察所や県経済界の協力を得て彼らに就労支援を行っている。実際に彼らを雇用してくれる協力雇用主をバックアップする形で安全な社会を目指している。
- ・実際に就労支援に携わっていると、就職に繋げることはかなりハードルが高く、この再犯防止推進計画の中の重点課題である「就労の確保」は大変なことだと感じている。

⑮更生保護法人高坂寮

- ・高坂寮は、保護観察所の指導の下、刑務所や少年院を出た人に対し住む場所や頼る親族も居ない人を一時的に収容し、自立の足がかりとなる更生保護施設。
- ・業務の中では、就職の世話や生活保護のつなぎまでのアドバイスも実施。
- ・高坂寮は、昔高知城は大高坂山城といわれており、そこからこの高坂寮と名付けられている。
- ・一昨年の7月に老朽化による全改修工事を行い、去年の4月に完成した。建物は鉄筋コンクリートの4階建、収容人員は男性だけで18名、成人15名で少年3名。
- ・全室にテレビ、ベッド、イス、机、クローゼット、冷暖房が完備されている。総事業費は備品とも含めて2億3千万円です。施設以外に避難タワービルに指定されている。収容人員80名、水、食料が完備されています。高さは海拔約2メートル。1階の会議室は地域住民との会合にも使用されている。
- ・現在の寮生の現状は、去年の6月から本日現在まで58名を引き受けており、今日現在の寮生は8名。この8名の就労状況については、8名のうち6名が就労しており4名が解体工事などの仕事、2名がクリーニング業の仕事をしています。
- ・2名が非就労で仕事をしておりませんが1名は62歳で身体障害者1級、1名は63歳で現在ハローワークを通して就職活動中。
- ・高坂寮の課題としては3つあり、1つは就労に直接結びつく協力雇用主をいかに確保するか。これもハローワーク等を通していろいろアドバイスしていただいている。2つめは寮生の自己啓発、就労意欲をいかに高めるか。3つめは皆様との関係機関との緊密な連携の確保を高めることが大事。

(3) 高知県再犯防止推進計画（素案）について

- ・事務局より高知県再犯防止推進計画（素案）について説明

(松本委員)

P4からの参考指標に基準値と参考値があるが、どのような趣旨でこの2つを掲載しているのか。

(事務局)

基準値は、平成29年及び平成29年度の直近値の数値を掲載している、数年前である平成25年の数値が何%であったかということ参考値として比較できるように掲載している。

(松本委員)

成果指標をつくる場合の参考値ということか。

(事務局)

そのとおり。

(戸梶委員)

計画期間が、平成表記というのは、今後平成35年というのはないので、年号の表記を併記したり西暦で表記をした方がいい。

(事務局)

そのとおり修正する。

(会長)

この再犯防止推進計画を実行していくにあたり、この計画推進のためのコマーシャル等の独自の予算はないか？

(事務局)

来年度の予算見積もり案で、この検討会を年度に2回～3回開催すること等の開催経費を計上している。コマーシャル等の経費については計上をしていない。

(会長)

住居・医療・保健・福祉に関しては、色々な制度や事業があるが、再犯防止に特化した事業はあまりないので、県民が安心して生活するためには、既存の施策と上手にこの計画と連動させていく必要があると考えている。

そこで、成果指標を掲げるべきか、その成果指標はどんなものか、指標にどのような数字を入れるべきか等、具体的な計画の内容に抜け漏れがないかということをご意見いただきたいと思う。

例えば、再犯者率でいえば、万引き・窃盗の再犯者率と殺人を犯した人の再犯率は違ってくる。対象者には、なるべく早く介入することが必要で、青少年期の軽犯罪には早めに介入しておけばよかったということもあるので、再犯者率や検挙率の重みの付け方が重要ではないかと考えている。

(木村委員)

成果指標や参考指標は、計画を立ててなんらかの目標設定をしないと評価できないということがあるので、数字としての目標は入れざるを得ないと思っている。

国の計画もそのようなつくりとなっている。どのような数値をあげるべきか考えてみると殺人のような重たい犯罪は長期拘束されるので、累犯の議論になじみにくい罪名である。

一方高齢で身寄りが無く、出所時点で所持金の少ない者は、また万引きを繰り返す傾向にある。

再犯者率を抑えることを目標設定とするのか、それに対して行政側が介入していく、介入率を上げていくのかの議論がこれからあると思うが、なんらかの目標を立てていく必

要があると考えている。

(川田委員)

県の計画には、市町村にも策定をお願いしますという、市町村の策定の後押しの意味合いがあるのか。

高知市も再犯防止ということで、矯正施設関係の会議もあり市長が委員にもなっているので考えていかなければならないと思うが、再犯防止と聞いても担当課がなくてすごく違和感がある。

犯罪をした人を地域に帰して、地域で暮らしていくということを考えた時、やはり地域福祉という考え方が重要と思うが、そのようなことは、この計画には入っていないのかなと感じる。市町村に計画を配って再犯防止をやっていきましょうということになったら、地域福祉の視点も伝えておくべきでないかと思う。

地域福祉の視点を計画に加えていただいたら、市町村が住民や地域に説明する時にいいのではないかと思う。

(事務局)

市町村の再犯防止推進計画の策定は、法律に努力義務として明記されているのでお願いしたいと考えている。

(川崎委員)

市町村については、再犯防止の計画をたてなければならないと思う。

昨年、岡崎市長は、先日の保護司の会合の中で、市町村の計画は、県の策定状況をみて考えると話していた。

兵庫県の明石市では、犯罪者の面倒を見るのは市の責任だと考えている、法務省の方から明石市に職員を派遣してもらったり、また弁護士会から弁護士を市に派遣してもらってそれぞれの仕事をしている。

そこまでは必要ないが、県も計画を策定しているので、市町村としては再犯防止に取り組む必要があると考えている。

(会長)

事務局の説明の中で、この計画は努力義務であることや、鳥取県につづく計画であるということだが、市町村でみると色々な計画があって市町村が計画を策定する動機付けが必要、又第5で国や民間団体との連携強化のための取り組みとあるが、市町村との連携をどのように位置づけるかは、一市民として気になるところである。市町村との連携が大事と思うが、事務局の考えはどうか。

(事務局)

まず、県として計画を策定して、県としての姿勢をきちんと示していきたいという

ころがある。市町村には再犯防止に特化した施策がないということも承知している。必ずしも、再犯防止対策を特化して取り組むことは、行政の効率化を進める中でも厳しいものがある。

ただ、孤立防止というような観点の中で、再犯防止の意識をきちんと位置付けるだけでも市町村が取り組む姿勢を示すことができる。

共生型社会や孤立する人と地域とのつながりをもたせる取り組みは、市町村でもいろいろとやっているが、その中で「再犯防止」という観点もきちんと位置付けられるようなメッセージを組み込んでいければと思っている。

(会長)

地域福祉計画には、生活困窮についても組み込まれるようになった。生活困窮と親和性もあるので、再犯防止を地域福祉計画に組み込むのも一つの知恵かもしれない。

(松本委員)

3点ほど思っていることがあり、1つ目は、犯罪の中で再犯率が高いものとそうでないものがあると思われる。殺人を何回も実行することは通常ないので、再犯率が低くないが、窃盗、薬物や性犯罪は再犯率が高いのではないか。

再犯率が高いものとそうでないものがあるので、違う背景があるのだということを前提に再犯防止推進計画を策定するべきである。

次に、医療的な支援が必要な人とそうでない人とは、アプローチの仕方が異なってくる。犯罪を犯した人の中で、正確な指標がとれるのかわからないが、精神障害者や知的障害者の人数や障害のある方とない方の人数がデータとしてほしいと思う。

最後に、再犯防止には、市町村の役割が大きいと思う。早期介入という観点から、DVや児童虐待のある家庭の中で育った子どもは、暴力で解することを学んでしまうこともある。

例えば、妊産婦や子どもの支援をしている市町村の保健師さんらが、危ない家庭の存在を把握し支援につなげる等していくことが、地域の再犯防止につながっていくと思われる。

(会長)

より再犯率の高い犯罪に重点を置いて計画を立てることが実効性という意味で大事ではないか。元厚生事務次官の村木厚子さんの講演の中で、刑務所入所中の約4割が知的障害者、又多くの高齢の女性がいるという話を聞いたことがある。

できたら犯罪種別に障害者（知的障害や身体障害等、精神障害）の数がわかったら、どこに手を打ったらいいかということが参考になると思う。

また、児童虐待や子どもの貧困に関して、そのような環境の問題解決が犯罪防止とつながることなど、あまり目を向けたくないようなことにも着眼していく必要がある。

(事務局)

本日の意見と素案に対する意見をメール等で集約して次回の検討会につなげていきたいと考えている。成果目標の設定については、なんらかの目標が必要ではないかとの意見をいただいているが、一方で色々な背景がある中どのような内容を入れたらいいのかについても照会させていただく。